

第9章 水文観測所点検・水文データ確認検証業務共通仕様書

第1条 適用範囲

この共通仕様書（以下「仕様書」という。）は国土交通省中部地方整備局の実施する水文観測所点検・水文データ確認検証業務の一般的仕様を示すもので、これによりがたい場合又は、これに記載のないもの等については、特記仕様書によるものとする。

第2条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。
- 2 「受注者」とは、点検及び設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- 3 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務を行うもので、契約書第7条第1項に規定するものであり、総括調査員、主任調査員、調査員、を総称していう。
- 4 「管理技術者」とは、経験が豊富で業務に精通した者で、契約書第8条第1項に規定に基づき、受注者が定めた者とする。
- 5 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 6 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 7 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 8 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 9 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 10 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- 11 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

第3条 業務計画書

- 1 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を契約書、設計図書に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。
- 2 業務計画に変更が生じた場合は、その都度調査職員に報告しなければならない。
- 3 業務計画書には契約図書などに基づき、下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務の内容、実施項目
 - (2) 業務の実施体制
 - (3) 業務の実施方法
 - (4) 連絡方法、連絡体制
 - (5) その他の業務実施上の必要となる事項

第4条 業務打合せ記録

- 1 管理技術者は業務の適正な遂行を図るため調査職員と密接な連絡をとるものとする。
- 2 打合せ事項は、必要に応じ書面に記録し、相互に確認するものとする。

第5条 資料などの貸与

受注者は、業務の実施に必要な資料等を発注者から貸与されるものとする。また、第三者への公表、貸与をしてはならない。

第6条 業務の実施

- 1 受注者は契約書、設計図書に基づき、誠実かつ正確に実施しなければならない。
- 2 本業務は水文観測業務規程及び同細則、「水文観測」（全日本建設技術協会発行図書）により実施するものとする。
- 3 受注者は別途（電通関係）行う保守点検業者と協調をとり観測施設の正常作動に努めなければならない。

第7条 点検管理

- 1 受注者は保守点検実施にあたり関係法規を遵守し常に善良なる管理を行わなければならない。
- 2 受注者は保守点検を実施するにあたり水陸交通の妨害、又は、公衆に迷惑をおよぼさないように務めなければならない。

第8条 検 査

受注者は、完成検査を受ける場合には予め成果品及び関係資料等を整備し、管理技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。

第9条 成果品

- 1 成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで第三者に公表、貸与、使用してはならない。
- 2 成果品は特記仕様書の定めるところにより提出するものとする。

第10条 守秘義務

受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第11条 身分証明書

受注者は、身分証明証発行申請書を発注者に提出し、保守点検業務を行うものの身分証明書の発行を受けなければならない。

なお、身分証明証を携帯し保守点検にあたらなければならない。

第12条 疑義

管理技術者は、業務の実施事項に疑義を生じた場合は、調査職員と協議の上実施するものとする。

第13条 その他

受注者は業務実施において不測の事態が発生した場合は、遅滞なく調査職員に連絡を行い、その指示に従わなければならない。